

流山市農業委員会  
令和3年第4回  
総会議事録

令和3年4月9日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和3年第4回総会議事録

- 1 期 日 令和3年4月9日（金）
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 8番 染谷 一嘉  
9番 石井 保
- 5 出席委員（委員12名）

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席委員（委員0名）
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局次長補佐 真通 俊人  
事務局主事 小田 嵩
- 9 会議目次
  - (1) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用） …… 1
  - (2) 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について …… 3
  - (3) 議案第17号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について …… 7
  - (4) 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について …… 8
  - (5) 議案第19号 農地所有適格法人報告書の提出について …… 10
  - (6) 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について …… 12
  - (7) 報告第14号 専決処理の報告について …… 13

▲開会 午後3時2分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

8番 染谷委員、9番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第14号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

## 議案第15号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年4月9日提出

今月の申請は1件です

1番の権利者につきましては、流山市名都借に所在する法人です。

申請がありました土地は、名都借の畑1筆 転用面積286平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場を整備するためであり、権利の種類は賃借権の設定です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置し、周囲には住宅や事業所、小学校や市役所の出張所等が所在している地域です。

そのため、『住宅、事業用施設、公共・公益的施設が連たんし、概ね囲まれている農地』として、第3種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市名都借に本店を置く株式会社で、昭和45年に設立されています。事業内容は土木建設業等で、今期の売上見込みは約1億7千万円とのことです。

申請理由について御説明いたします。

現在、事務所から約1キロメートル離れた場所に資材置場と従業員用駐車場を設けていますが、来客用の駐車場としては距離が離れており、来客の際は事務所の前の狭いスペースに駐車している状況です。

今回、事務所の近くに駐車場用地として利用できる農地が見つかったことから、従業員及び来客用の駐車場として整備するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、既設のコンクリートブロックの土留めにより流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透処理とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺につきましては、東側と西側は宅地、南側は駐車場となっており、北側は畑となっています。

次に、資金計画ですが、賃料は年間約42万円、整備費が約52万円、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第16号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和3年4月9日提出

今月の申請は新規が2件、更新が2件です

はじめに、議案の1番の権利者は流山市西深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は流山市下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、桐ヶ谷の畑2筆及び上貝塚の畑1筆 合計面積は2,548平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の3番の権利者は、流山市木にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田4筆 合計面積3,807平方メートルです。

利用権の設定期間は、譲受人を変更しての更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の4番の権利者は、流山市南にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田2筆 合計面積1,030平方メートルです。

利用権の設定期間は、譲受人を変更しての更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。  
石井委員長。

◎石井委員長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が2件です。

はじめに、新規の案件です。

1番ですが、本件については新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は65歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は180日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、2番ですが、本件については新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は69歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

次に、3番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は33歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は200日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

なお、権利者はこれまで叔父の経営のもとで農業に携わってきましたが、今年叔父が亡くなり、経営を引き継ぐ形で叔父が借りていた農地を借り受けようとするものです。

権利者の名義での借り受けは初めてとなりますので、新規就農者と同様にヒアリングを実施し、借り受けの要件等を確認しております。

次に、4番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は59歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は365日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願ひ審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時20分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第16号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第16号の1番については、承認することに決定いたしました。  
金子孝博委員の除斥を解きます。  
(午後3時21分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の4番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。  
鈴木委員の退席を求めます。  
(午後3時21分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第16号の4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第16号の4番については、承認することに決定いたしました。  
鈴木委員の除斥を解きます。  
(午後3時22分 鈴木委員入室)

○水代会長 次に、本案の2番から3番までに対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第16号の2番から3番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。挙手全員であります。  
よって議案第16号の2番から3番までについては、承認することに決定いたしました。  
ありがとうございました。



○水代会長 続いて、議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第17号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年4月9日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市下花輪にお住まいの方です。

申請がありました土地は、下花輪の畑1筆 面積188平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので御参照ください。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第17号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成11年に相続により取得した土地で、平成10年以前から、配置図のように、自宅の庭先の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり自宅の庭先の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以

上は宅地の一部として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第18号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年4月9日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市東深井にお住いの方であります。

申請がありました土地は、東深井にあります畑3筆 合計面積762.35平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきましては前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南約1キロメートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。

従事日数は、お元気な頃は年間360日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年12月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

なお、この方については、ほかにも生産緑地を所有していたため、今後同じ方の故障や死亡を理由としての主たる従事者の証明はできない旨、申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

申請事由は、ご病気ですね。

◎石井委員長 はい、そうです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第19号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年4月9日提出

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況等について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

そして、農地法施行規則第58条第1項では、報告は、毎事業年度の終了後3か月以内に農地の所在地を管轄する農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出があったものであります。

農地所有適格法人報告書の提出を受けた農業委員会では、農地法第2条第3項に規定される法人形態、事業要件、構成員、議決権、役員要件の各要件についての適合状況について点検を行い、要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができると規定されております。

今回、報告がありました法人は、流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

この法人の事業年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5の3「農地所有適格法人要件確認書」A4版を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和3年2月24日と書かれている欄が今回報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積については、面積0.4ヘクタールです。

法人形態については、非公開の株式会社となっております。

事業の種類については、農産物の生産・販売です。

売上高については、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

また、次の欄の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

業務執行役員については、過半数の役員が農業に常時150日以上従事する

こととなっております、当該法人の役員は1名であり、年間202日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は10ページから12ページになります。

御説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。  
石井委員長。

◎石井委員長 議案第19号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きします。

前回の実績報告では、(売上高) マイナス42万円、今回(売上高)は250万円とありますが、これは何か特別に仕事が増えたのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 前回の報告書は、法人売上げについて、個人売上げに計上して決算を出してしまったことから、マイナスの法人売上げになったとのこ

とです。

これに対し、今後はこのようなことがないように理由書が添付されておりました。

なお、今期については、特に業務を拡大したものではなく、法人としての営農活動を行ったものであります。

○水代会長 はい分かりました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手、全員であります。

よって議案第19号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年4月9日報告

本件は、令和2年11月の総会で審議がなされ、令和2年11月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

本件につきましては、3月24日に山崎委員と小菅委員に御確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年4月9日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 13筆 合計面積  
8,912.57平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、31件 157筆 合計面積  
85,278.10平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が20件、マンションの区分所有が6件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が4件の計31件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年4月9日

流山市農業委員会会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

碓谷一嘉

流山市農業委員会委員

石井保